

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神戸市

### 2 構造改革特別区域の名称

神戸市 人と自然との共生ゾーン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

神戸市の区域の一部（北区及び西区の市街化調整区域）

### 4 構造改革特別区域の特性

#### （1）市の地勢

神戸市は、本州西部のほぼ中央、本州と四国、九州にはさまれた内海である瀬戸内海の東端に当たる大阪湾の北岸に位置している。

市域の南端は大阪湾に面した海岸線となっており、そこから内陸部に向け 550.80km<sup>2</sup> の面積を有し、人口は 154 万人となっている（2015 年 4 月 1 日現在）。

市域は、六甲山系を境として大きく 2 つのエリアに分かれている。六甲山の南側、大阪湾に面した地域には、神戸港開港以降に形づくられた旧来の市街地が広がっている。旧市街地には臨港部の埋立地を中心に様々な製造業が立地するほか、商業活動の中心ともなっている。また、海上にはポートアイランド、六甲アイランド、神戸空港島などの人工島がつくられ、市域の約 1/3 の面積である旧市街地域に、100 万人をこえる市民が居住している。

一方、六甲山の北方、西方は六甲山系より標高の低い丹生・帝釈山系やなだらかな丘陵地帯がひろがっており、近郊農業が営まれてきた。1970 年代以降は、道路網の整備と併せて順次、ニュータウンや産業団地などが開発されてきている。

六甲山系は、旧市街地のすぐ後背に海岸線と平行してひろがり、市街地を挟んで海と山が隣接していることが神戸の特徴ある景観を形成している。主峰である六甲山の標高は 931.3m となっているが、山系の頂上部は比較的平坦で東西に広がっており、観光施設や保養施設等が点在して、市民が身近に自然に触れ合うことができる場となっている。また、山系の北側には、日本でも最も古い温泉のひとつとして知られる有馬温泉が位置し、多くの人々に利用されている。

神戸市の海岸線は、総延長が約 35km ある。現在ではその大半が護岸改修され岸壁となっているが、自然の海岸が残っている須磨海岸は阪神間では数少ない海水浴場として夏には多くの海水浴客が訪れている。

河川については、六甲山の溪流に端を発し、旧市街地を南北に横切って短い距離で大阪湾に流れ込む都市河川群と、北区、西区の丘陵地帯を比較的緩やかに流れる明石川水系、加古川水系、武庫川水系などの河川群とに二分される。また、年間降雨量の少ない瀬戸内海性気候を反映して、北区、西区には多くのため池があるなど、様々な種類の淡水域を市域に有している。

## (2) 経済

平成 24 年度の市内総生産は、名目 6 兆 2,408 億円、実質（連鎖方式）6 兆 6,429 億円で、経済成長率は名目で 0.1%増、実質では 0.6%増となった。生産側（名目）では、不動産業（対前年度比 2.0%増）や建設業（同 9.5%増）が増加し、全体では 0.1%増となった。生産側（実質：連鎖方式）では全体で 0.6%増となった。分配側では、企業所得（同 4.0%増）が増加し、市民所得は 1.4%増となった。支出側（名目）では、民間最終消費支出（同 2.0%増）が増加し、名目で 0.1%、実質（固定基準年方式）で 0.0%減となった。

## (3) 農業・農村

神戸市の農業は、市域の約 1/3 を占める西北神に広がる豊かな農業地域を活かして、多彩な農産物の生産と供給を通じて市民生活を支えている。さらに、豊かな自然環境の保全と良好な景観の形成、余暇活動の機会の提供、伝統文化の継承など快適で潤いのある市民生活の実現に大きな役割を果たしてきた。

しかし、昨今の農産物価格の低迷や生産費の高騰により農業所得が減少している。また、農家戸数についても減少傾向にあり、農村人口については 30 年間で半減している地域もある。

このような状況から、少子・高齢化の進行、後継者不足により、農業・農村の担い手の減少、耕作放棄地の増加などの課題を抱えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、農業・農村の活性化をはかるため、農村地域への移住・定住の推進や農家レストラン等の起業の促進に取り組み始めたところである。また、都市近郊の立地を活かした地産地消の取り組みも行っており、地域の農産物の付加価値を高めるとともに、市民への市内産農産物の普及を行っている。

こうした状況の中、構造改革特別区域の特例を受け、濁酒の生産・提供を行うことにより、農村地域に都市住民を呼び込み、これを起爆剤として都市と農村の交流、農業・農村の活性化をはかっていく。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、構造改革特別区域の特例を受け、濁酒の生産・提供を行うことにより、農村地域に都市住民を呼び込み、都市と農村の交流、農業・農村の活性化につなげていくことを目標とする。

### ○農家民宿・農家レストランの新規起業

平成 32 年度目標

農家民宿・農家レストランの数	10
上記のうち濁酒製造件数	3

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画に基づき、平成 27 年度中に濁酒の製造が 1 件開始される見込みである。予定される実施主体は、地域の「里づくり協議会」との連携を計画しており、地域の伝統行事や近隣の神社の催事等での協力が見込まれている。これにより、実施主体のみならず、伝統行事等の活性化によ

る地域の魅力の向上により、都市と農村の交流や農業・農村の活性化が見込まれる。

## 8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(民宿、料理飲食店など)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としてその他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒造製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

神戸市の区域の一部

(北区及び西区の市街化調整区域)

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、農業者が開業する農家レストラン等の魅力を高めるとともに、さらに地域と連携することにより地域の魅力の向上となり、都市と農村の交流や農業・農村の活性化にもつながるものである。

このような地域・民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告・納付や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。